

福岡県企業立地促進交付金

事業施設に対する交付金

新設または増設

対象業種	コンタクトセンター※1
交付要件※2	①設備投資額 1 千万円以上 (土地を除く。賃貸の場合は、固定資産評価額) または設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民※3 の新規雇用※4 1 0 人以上※5
交付金の算定根拠	1 設備投資額 2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3 県民 1 名×30 万円※6 (操業から 1 年間の雇用が対象)
限度額	1 億円

※1 日本標準産業分類に定める業種

※2 操業開始時点で①・②の両方を満たすこと

※3 雇用直前に県内住民であった方

※4 交付対象企業が直接雇用し、かつ雇用保険に加入している方

※5 敷地内増設の場合、配置転換、解雇等によって減員となった人員を雇用者数から控除する
(雇用者純増 10 人以上)

※6 1 年間継続して雇用されている方が対象

福岡県企業立地促進交付金

事業施設に対する交付金

新設または増設

対象業種	ソフトウェア業※1 情報処理・提供サービス業※1（コンタクトセンターを除く） デザイン業※1 機械設計業※1
交付要件※2	①設備投資額 1 千万円以上 または設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民※3 の新規雇用※4 1 0 人以上※5
交付金の算定根拠	1 設備投資額 2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3 県民 1 名×30 万円※6（操業から 3 年間の雇用が対象） ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は 上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5%加算
限度額	1 億円

※ 1 日本標準産業分類に定める業種

※ 2 操業開始時点で①・②の両方を満たすこと

※ 3 雇用直前に県内住民であった方

※ 4 交付対象企業が直接雇用し、かつ雇用保険に加入している方

※ 5 敷地内増設の場合、配置転換、解雇等によって減員となった人員を雇用者数から控除する
(雇用者純増 10 人以上)

※ 6 1 年間継続して雇用されている方が対象

田川市空き店舗活用補助金

事業施設に対する交付金

対象業種	情報通信業、 コールセンター業	卸売業、小売業、学術研究、専門・ 技術サービス業、飲食・生活関連 サービス業、宿泊業、娯楽業、教 育、学習支援業、医療、福祉
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ●1 営業日において、 <ul style="list-style-type: none"> ①10時から19時までの間を含み、5時間以上営業（この時間帯における営業時間数が、1営業日全体の営業時間数の2/3以上） ②24時間連続しての営業 ●空き店舗を活用して3年以上継続して事業を実施し、事業開始後3年以内に新規雇用が見込まれる事業 ●空き店舗等の所有者と同一世帯の者若しくは生計を一にする者又は2親等内の親族でないこと。 ●市区町村税の滞納がないこと。 他 	
雇用費補助	<ul style="list-style-type: none"> ●新規雇用者数×50万円※1 ●新規雇用者数×20万円※2 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規雇用者数×30万円※1 ●新規雇用者数×15万円※2
改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象※3の改修費×50% （+条件※4により最大10%の加算金） ◎改修費補助限度額 150万円 ◎加算金限度額 30万円 	
その他補助	<ul style="list-style-type: none"> ●空き店舗賃料（最大6か月分）×50% ●開設準備のための旅費及び広告費×50% ●空き店舗の通信料（最大6か月分）×50% ◎その他補助限度額 150万円 	/

※1 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業者と新たに雇用契約を締結した者であって、①雇用日から1年以上の勤務、②雇用日から1年以上本市に在住、③雇用日から1年間雇用保険に加入、④雇用日から1年間健康保険及び厚生年金保険に加入をすべて満たす者

※2 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業者と新たに雇用契約を締結した者であって、①雇用日から1年以上の勤務、②雇用日から1年以上本市に在住、③雇用日から1年間雇用保険に加入をすべて満たす者

※3 工事費（内外装、床、建具、天井空調、住宅部分の分離、設計費）、処分・撤去費

※4 田川市立地適正化計画の都市機能誘導区域内に開設、田川市に本社又は住所を有する者、特定創業支援等事業の支援を受けた者